

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（第3回）-議事要旨

日時：平成30年1月25日（木曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

## ●出席者

### ・出席委員

川瀬座長、赤司委員、伊香賀委員、亀谷委員、佐々木委員、杉山委員、辰巳委員、鶴崎委員、花形委員、山川委員、山下委員、渡辺委員

### ・オブザーバー

石油連盟、セメント協会、電気事業連合会、日本化学工業協会、日本ガス協会、日本自動車工業会、日本製紙連合会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本ショッピングセンター協会、オール日本スーパーマーケット協会、日本百貨店協会、日本ホテル協会、省エネルギーセンター

### ・事務局

高科省エネルギー・新エネルギー部長、茂木政策課長、吉田省エネルギー課長、吉川省エネルギー対策業務室長、立石省エネルギー課長補佐、吉川省エネルギー課長補佐

## ●議題

1. 工場等判断基準（基準部分）の見直しに関する審議
2. 工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ（案）に関する審議

## ●議事概要

議題1. 工場等判断基準（基準部分）の見直しに関する審議

議題について事務局より説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- 具体的に誰が何をやるかが明確になっている。その中で、「カ」（取組方針の遵守状況の

確認等)」のところで、省エネの実行性を高めるという観点から客観性を高めた評価を行うために「監査手法または内部監査を検討しつつ」という記載を入れることは非常に重要で賛成できる。

- どのように具現化していくかについては各事業者の実状に合わせて判断すればよいが、例えばISOの内部監査の監査手法を活用するなどが考えられるのではないか。また、当該部署以外の人が監査することで客観性を高めることにつながるのではないか。
- 管理統括者は書類審査だけでなく、実際に現場をみて状況を把握することが重要であるため、例えば、「他社の事例を参考にしつつ」などの具体的な内容を盛り込むのはどうか。  
→管理統括者は書類審査だけでなく、実際の現場の状況を把握することが重要であるが、告示への記載方法は定期報告書の記入要領への記載内容と合わせて検討する。(事務局)
- 「責任者」、「責任者を補佐する者」、「現場実務を管理する者」ということで、いずれも管理者の役割は明記されているが、工場等单位、設備単位での基本的実施事項のa.~f.を誰がどのレベルで行うのか？知見のある者とそうでない者では、省エネ効果が大きく異なるため注意が必要。  
→a.~f.については、「責任者」、「現場実務を管理する者」の双方に行っていただく想定。全体を統括する者と現場で設備の細かいチューニングなどを行える者の双方に意識いただく必要があると考えている。(事務局)
- 省エネを進めるために事業者が新しい機器の導入を検討するケースが想定されるが、現場で実用的でないものを周囲の評判だけで経営者が導入判断を行わないよう注意が必要。  
→トップダウンによる現場実態に合わない機器更新などが行われないようにする上でも、現場実務を管理する者の責務として現場実態の分析結果を責任者に報告することを定義している。(事務局)
- 経営者と現場をつなぐという意味でも責任者を補佐する者の役割が重要。
- ISO50001との整合性がとれたのはよい。その上で、「カ.（取組方針の遵守状況の確認等）」の部分で、重要なのは「客観性を高める」ことであり、外部による監査が義務化されると受け取れるような表現にならないよう配慮すべき。  
→「義務化される」ことについては勉強会の中でも事業者の懸念事項として上がっていた。「第三者による監査」とすると事業者の負担が大きくなることから「内部監査等」としているが、この点については業界団体からの意見も含め検討する。(事務局)
- a.~f.の順番は、対象事業者が多い順に並び替えるなど検討した方がよい。  
→並び順については、対象者の多い順に並び替えるなど検討する。(事務局)
- 「監査手法」という表現の中には「内部監査等」の意味も含んでいるのであれば「内部監査等を含む監査手法」と明記した方がよい。

- アからカの順番について、事業者の方針についての規定であるウ、エ、オを最初にし、次にそれを推進する体制のアとし、それから管理に関するカとキ、最後に書面による管理であるクというまとめの方が良い。そうすると、経営層と現場の一体感を持って動きやすい。(オブザーバー)
- イ. について、意思決定機関の「機関」という表現では議事録が残るような会議を想起させることから、「意思決定者もしくは機関」とした方が、経営者と現場のコミュニケーションが図れると思う。(オブザーバー)
- カ. について、  
 PDCA サイクルが十分に機能している場合には監査の検討を不要として欲しい。また、低炭素社会実行計画などの取組も活用して欲しい。  
 「検討しつつ」という表現は、監査を何等か検討して実施するものと受け取られる。監査を必要とする PDCA サイクルが機能していない事業者が判断・実施できるような明確な表現が望まれる。  
 事業者クラス分け評価制度によって外部的に省エネ取組が評価・公表されているので、まずは各事業者の中で管理するところから始めても良いと思われる。  
 監査手法などの例示ではなく「客観性を高める可能性を検討しつつ」という表現にとどめ、「当事者以外の者がチェックする」といったようなわかりやすい表現が良い。  
 さらに「自主的な取組を高める」という文言を客観性の前に加え、自主的な取組をしつかりと向上させていく中で、客観性を高めることが重要。  
 客観的という表現は「外部監査」と取れてしまうため、「現場実務者による自主点検に加え、内部監査等の客観性を高める手法を検討しつつ」という規定はどうか。  
 (オブザーバー)
- 工場等单位、設備単位での基本的実施事項の a. に「主要な」とあるが、主要設備だけでも数が多くてすべての把握は困難であるため、優先順位を付けたり、必要に応じた実施が求められる。(オブザーバー)
- 工場等单位、設備単位での基本的実施事項の d. の「生産性の向上」とあるが、ハードウェアの生産性や効率だけではなく、事務コストなどを含めた企業活動としての効率とし、その効率を考慮した省エネ活動の実施方法を事業者が選べる規定が望ましい。  
 (オブザーバー)
- 事業者の意見は、規定が緩和される方向性を示すものばかりである。国としての省エネ目標に到達するための規定であることを考えて欲しい。
- カ. の規定については自社の取組もあるが、客観性を高めることについて明確に意識していただくことが重要であるため、表現を再検討する。(事務局)

以上の意見をもって、再審議となった。

議題 2. 平成 29 年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

1. 業務部門におけるベンチマーク制度の対象業種拡大については了承された。
2. 工場等判断基準の基準部分に係る見直しについては、議題 1 のとおり再審議とする。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

Tel 03-3501-9726 Fax 03-3501-8396